

令和4年度 埼玉県民間事業者 CO₂ 排出削減設備導入補助金 Q&A

令和4年4月12日時点

質問	回答
○総論	
予算規模は？	CO ₂ 排出削減設備導入補助金全体で約2億円です。事業は全部で3つ（CO ₂ 排出削減設備導入事業、スマート省エネ技術導入事業、暑さ対策設備導入事業）です。
「通常枠」と「脱炭素化枠」は何が違うのか？	通常枠は、CO ₂ 削減を目的とした省エネ設備導入が補助の対象となります。 一方、脱炭素化枠は、同じくCO ₂ 削減を目的とした省エネ設備の導入に対する補助に変わりはありませんが、脱炭素化に向けて計画的に取り組む事業者を重点的に支援するものです。そのため、補助率、補助上限額を引き上げ、審査において優先項目とします。
○申請について	
交付申請書（様式第1号）の作成時の注意点は？	申請事業者名、住所、代表者氏名、役職が登記事項証明書どおりとなっているか。 なお、押印は不要となりました。
見積書は何社分提出すればよいか。	原則、2社以上の見積書（発行後3ヶ月以内で有効期限内のもの）を提出ください。
リース契約での申請をする場合についても、リース会社2社分の見積書の提出が必要となるのか。	リース契約の場合、申請はリース会社及び中小企業者の連名となるため、リース会社については1社で構いませんが、リースにより取得する設備については（リース会社経由で）2社以上見積が必要です。
現況設備（更新前）の写真撮影に関して、写真撮影が困難な時は省略してよいか。	写真撮影が困難な場合は、まずは事前に県へご相談ください。その後、県より個別に対応方法をご連絡いたします。
○補助対象者について	
民間事業者の定義はなにか？	埼玉県内で事業活動を営んでいる法人及び個人事業主をいいます。なお、会社の場合には、埼玉県中小企業振興基本条例第2条に定める中小企業者となります。また、事業活動を営んでいても公益目的等の事業者は、民間事業者とならない場合があります。
中小企業しか申請できないのですか。	会社の場合は中小企業のみとなります。

質問	回答
<p>みなし大企業は申請できないのか？また、みなし大企業の定義は？</p>	<p>申請は可能です。ただし、審査において優先項目がありますので、募集要領をご確認ください。</p> <p>みなし大企業とは次のいずれかに該当する中小企業者としています。</p> <p>ア 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業者以外）が所有していること</p> <p>イ 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上を大企業が所有していること</p> <p>ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めていること</p>
<p>大企業の定義は？</p>	<p>この補助金では中小企業の範囲を超えた規模の会社とします。中小企業とは埼玉県中小企業振興基本条例第2条の規定によります。</p>
<p>医療法人、学校法人、社会福祉法人等は申請できますか。</p>	<p>申請可能です。</p>
<p>事業所の運営開始から1年度経過していませんが、応募申請は可能でしょうか。</p>	<p>事業所の運営開始から1年経過していない事業所は、応募できません。</p> <p>なお、再生可能エネルギー利用設備の場合は、1か月以上経過していれば申請できます。</p>
<p>同じ事業所内で、2つの設備の更新事業を検討しているが、2つの申請に分けて同時に提出してよいか。</p>	<p>同一年度に同一事業所内で、2申請に分けての応募はできませんので、1つの申請として提出するか、翌年度以降に分けて申請してください。ただし、翌年度以降に本補助金があるかは現時点では確約できません。</p>
<p>数年前に分社化されて、工場の敷地、建物及び設備は親会社が所有し、実際の事業所運営は子会社で運営している。設備整備の施工業者との契約は親会社名義で行うことになるが、その場合は申請書の提出は親会社、子会社のどちらの名義で提出するのか？</p>	<p>申請書は設備の所有者での申請を想定しております。</p> <p>いずれにしても親会社、子会社の関係（出資関係など）や設備の使用権限を証明する書類を提出していただき確認します。</p> <p>疑義が生じるような場合は、事前にご相談ください。</p>
<p>本社は埼玉県外にあるが、整備箇所は埼玉県内の事業所である。補助対象になるか？</p>	<p>補助対象事業の実施場所が埼玉県内の事業所であれば、補助対象となります。</p>
<p>申請を予定している建物が2階建てであり、1階が事業所、2階が事業所と自宅の共用の場合は、1階、2階部分とも補助対象となるか。</p>	<p>1階部分については、事業所の運営開始から1年経過していれば、補助対象に該当します。</p> <p>ただし、2階部分については、不動産登記簿上住宅となっていないか等を審査のうえで個別に判定します。別途、追加確認資料をお願いする場合があります。</p>

質問	回答
<p>当社は A 社から会社分割により申請した法人である。県内の事業所（10年前から稼働）を有しているが、補助金の申請はできるか？</p>	<p>本補助金の申請条件が一年以上継続して事業を営んでいる者としています。そのため、申請時点で設立後1年未満の場合は、申請できません。</p>
<p>○補助対象事業について</p>	
<p>2つの対象事業を別々の建物にそれぞれの対象設備を整備する場合、補助対象にならないか？</p>	<p>例えば、所在地の異なるA工場でボイラー設備の更新、B工場に空調設備の更新をする場合、「同一法人であること」および「A工場、B工場ともに県内に所在すること」のいずれの要件も満たす場合は、補助対象となります。ただし、上限額はすべての申請合計で、通常枠での申請の場合300万円まで、脱炭素化枠で申請の場合500万円までとなります。</p>
<p>リースでの設備導入は対象ではないのか。</p>	<p>リース事業の場合、事業所設置事業者とリース事業者の共同事業として、連名（共同事業者）による応募、申請の場合は対象とします。</p>
<p>リース事業による対策と、自社調達による対策をあわせて申請することは可能ですか。</p>	<p>全てリースによる対策とするか、全て自社調達による対策にするか、どちらかにしてください。</p>
<p>リースの場合、リース契約期間が対象設備の法定耐用年数より短い場合でも補助対象となるか。</p>	<p>法定耐用年数より短い契約でも認められます。（例：契約期間7年間の無償譲渡条件付リース）ただし、この場合、リース契約終了後も法定耐用年数期間まで継続して当該補助対象設備を使用できるような契約内容とする必要があります。</p>
<p>「レンタル」契約でも申請可能ですか。</p>	<p>レンタル契約での申請はできません。</p>
<p>CO₂排出量の削減量や削減率などの要件はあるのか？</p>	<p>通常枠の場合、年間CO₂削減量が3トン以上の事業が対象となります。なお、審査・選定にあたっては、各優先項目のほか、原則として費用対効果により、より効果的な事業が採択される可能性が高くなります。ただし、費用対効果は5万円以下のものが申請条件となります。 脱炭素化枠の場合、さらに条件がありますので募集要領をご確認ください。</p>
<p>すでに着工している事業も対象となるか？</p>	<p>対象となりません。</p>

質問	回答
<p>埼玉県内に新たに工場を新設しようとしている。省エネ機器や再生可能エネルギー活用設備を導入予定だが、補助対象になるか？</p>	<p>設備整備前よりCO₂排出削減につながる設備導入が対象ですので、原則として既存事業所でのリプレイスが対象となります。したがって敷地内での工場建て替えは別として、新設工場は対象にはなりません。増設設備についても同様です。</p> <p>ただし、再生可能エネルギー利用設備（太陽光発電設備など）等については、新設工場でも申請時点で1か月の稼働期間があれば対象となります。</p>
<p>老朽化した既存設備を更新したい。補助対象になるか？</p>	<p>本補助事業の対象設備は、現在の設備と導入設備との比較により、現在のCO₂排出量より削減される設備を対象とします。</p> <p>なお、過剰なもの、汎用性のあるもの、予備若しくは将来用のもの、中古設備の導入、居住用途への導入などは補助対象経費となりませんのでご注意ください。</p>
<p>現在壊れているものについては対象となるか？</p>	<p>機器の更新が対象となりますので対象とは認められません。</p>
<p>設備の更新をする場合、廃棄は直ちに行わなければならないのですか。</p>	<p>導入と同時に廃棄できない場合は、理由等について事前に相談してください。</p> <p>基本的には、廃棄予定である設備について、事業期間中に配管等を完全に切り離すなどの措置をとるのであれば、廃棄と認められます。なお、その場合、事後に廃棄した結果を報告いただくことがあります。</p>
<p>太陽光発電設備の自家消費相当分を補助対象経費とするところがあるが、余剰売電の場合、どのように自家消費分と売電分を区分するのか？</p>	<p>事業所の休業日等に発生する余剰売電分は按分により対象外とします。詳しくは、事業計画書「6CO₂排出削減量算定」（太陽光）をご活用ください。</p> <p>これにより難しい場合は、事前に県にご相談ください。なお、算定に当たっては、メーカーの発電量等のシミュレーションを利用することは可能です。算定の根拠を明確にする必要がありますので、根拠を示すための説明資料を添付してください。</p>
<p>自家消費用の太陽光発電設備を設置するにあたり、屋根等に行う基礎工事は対象となるか。</p>	<p>太陽光発電設備を設置するのに必要不可欠な工事であれば、対象となります。</p>
<p>既存の建物の屋上に太陽電池モジュールを設置する場合、屋上の防水工事は補助対象となるか？</p>	<p>建物側の工事になるので補助対象外となります。</p>
<p>発電量等を表示する広報用の表示装置は補助対象となりますか？</p>	<p>補助対象外となります。ただし、運転データ等取得のためのパソコンのモニターは補助対象となります。</p>

質問	回答
<p>同じ能力のボイラーを増築した場所に設置したいが、補助対象になるか？</p>	<p>同一敷地内でかつ更新の要件を満たせば対象設備となります。ただし、更新前（既存）設備は撤去する必要があります。</p>
<p>複数基の A 重油ボイラーの内、一部をLPガスへ燃転（更新）し、残りは重油のまま使用する場合、重油タンクを撤去しなくて良いか？</p>	<p>タンクの撤去はしなくても良いですが、改造前の状態に容易に戻れないよう、取り外し部品等の処分を行ってください。 なお、蒸気・冷温水配管については、対象設備間をつなぐものは対象とし、対象設備と対象外設備をつなぐものは対象外です。 対象設備と対象外設備との共用部分がある場合は、原則定格流量比による按分相当額を対象とします。供給・配管設備費についても同様とします。 燃転対象となるボイラーの撤去は必ず必要となります。</p>
<p>対象となる LED 照明を教えてください。</p>	<p>照明設備は対象外です。</p>
<p>バイオマスボイラーは補助対象になるか？</p>	<p>既存設備からの置換えとして、バイオマスボイラーを導入することは補助対象になります。 新設することは補助対象外になります。</p>
<p>断熱材、断熱フィルムの施工は補助対象になるか？</p>	<p>補助対象は「設備整備」ですので、建物そのものに手を加えるだけの事業は補助対象外です。ただし、埼玉県民間事業者CO₂排出削減設備導入補助金（暑さ対策設備等導入事業）の対象となります。なお、屋上緑化等は対象外となります。</p>
<p>工場の屋根や壁に遮熱塗装を施す事業は補助対象か？</p>	
<p>屋上緑化や壁面緑化によるCO₂排出削減対策は補助対象か？</p>	
<p>エネルギー管理設備（BEMS、デマンドコントローラー）は補助対象になるか？</p>	<p>エネルギー管理設備導入事業は、対象となります。ただし、事業所全体ではなく、特定の設備に対する計測、制御装置の導入であれば、同補助金（スマート省エネ技術導入事業）の対象となります。</p>
<p>事業場・工場・工場に属する自動車（※営業車など事業場・工場の外を走るもの）をよりCO₂の排出の少ない（例：天然ガス自動車）に買い換えるのは設備補助の対象に含まれますか？</p>	<p>車両は補助対象となりません。</p>
<p>設置工事に必要な足場費や安全対策費等は補助対象経費になるか？</p>	<p>法令（労働安全衛生規則等）により、工事の際に設置が義務付けられている経費（仮設足場や安全対策費等）は、補助対象となります。</p>
<p>設備更新に際して、A 設備と B 設備がある場合、A 設備については、交付決定がなされてから 1 月</p>	<p>2つの設備の工事が事業として一体不可分であるならば、1つの補助事業に当たると考えてお</p>

質問	回答
<p>末までに工事が完了します。一方、B設備については、工事が完了しない恐れがあるので、自己資金で設備を導入し、（交付決定前に）設備を発注する計画です。A設備のみ補助対象として申請することを考えているが可能か？</p>	<p>り、1月末までに工事が完了している必要があります。</p> <p>よって、2つの工事を切り離すことができないならば申請は不可です。</p> <p>一方、例えば2つの工事の契約が分かれていれば、別個の事業として見做すことができるので、今回の申請対象工事が1月末までに完了するA設備のみであるならば申請は可能です。</p> <p>その場合、自己資金等でB設備の導入を行うことは妨げるものではありません。</p>
<p>既設設備の撤去費は補助対象経費に含まれるか？</p>	<p>含まれません。</p>
<p>E S C O事業は対象とならないのか。</p>	<p>E S C O事業による省エネ設備導入は対象となりますが、E S C O事業者は申請の当事者になることはできません。</p> <p>E S C O事業であっても民間事業者が申請し、あわせて補助対象となった設備を民間事業者が償却資産台帳（固定資産台帳）に登録する必要があります（リース事業者との連名は可）。</p>
<p>○必要書類について</p>	
<p>「省エネ診断の申込書」 受診してはいるが、3年以内に受診していない場合、再度受診する必要があるか？</p>	<p>4年以上前の診断の場合は、再度受診いただく必要があります（年間エネルギー使用量 100KL 以上の事業所）ので、申込をしてください。</p> <p>https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/tyusyo-sindan.html</p>
<p>「現況設備（更新前）の写真」は型番まで撮影する必要があるか？</p>	<p>照明設備の場合は必ずしも型番まで撮影する必要はありません。ただし、補助対象設備は全て写真を提出してください。一つ一つ撮影ではなく、複数をまとめて撮影しても構いませんが、どこに設備があるか分るようにしてください。</p>
<p>「登記事項証明書（法人）」</p>	<p>履歴事項全部証明という種別で取得してください。現在事項証明ではありませんので、ご注意ください。</p>
<p>「営業届出済証明書（個人）」</p>	<p>市町村で取得します。市町村へ届出をしていない場合は取得できないため、税務署へ提出した「開業届の控え」を提出してください。なお、開業届の控えには税務署の受領印（收受印）が押捺されている必要があります。</p>
<p>（法人）県民税、事業税の滞納額がないことの証明書</p>	<p>県税事務所で「滞納がないことの証明」を取得してください。</p>

質問	回答
<p>(個人) 県民税、事業税の滞納額がないことの証明書</p>	<p>個人事業税：県税事務所で「滞納がないことの証明」を取得してください。 個人県民税：市区町村での発行となります。お問合せは各市区町村へお願いします。「滞納がないことの証明」を取得してください。</p>
<p>発行後3か月以内とは、いつから3か月以内か？</p>	<p>県において申請書を受理した日より3か月以内の証明書が必要です。</p>
<p>省エネルギー診断結果の写しは過去3年以内のものか？</p>	<p>過去3年以内のものに限ります。省エネ診断を3年以内に受診をしていない場合は、再度受診いただく必要があります。</p>
<p>「所有者からの承諾書」には何が記載されていれば良いか？</p>	<p>賃貸物件に設備を導入し、事業完了後10年間（法定耐用年数が10年未満のものにあってはその耐用年数の期間中）使用することに対して承諾を得てください。</p>
<p>○その他</p>	
<p>補助要綱第6条第3項に定める「利益等排除を行った経費を補助対象経費とする」とはどういうことか？</p>	<p>補助対象経費は製造原価以内とするという意味です。 外部からの仕入れ等の根拠が提示できない費目は補助対象外とします。 費用が発生している物に対して、補助金が支払われます。自社で工事を行う場合は、工事費が対象外となる可能性があります。見積書の内容を確認し審査します。</p>
<p>他の補助制度との併用は可能か？</p>	<p>本補助事業は、国その他の補助制度との併用は認めていません。 なお、スマート省エネ技術導入事業、暑さ対策設備等導入事業との併用は可能です。 また、「埼玉県環境みらい資金融資」との併用も可能です。</p>
<p>法定耐用年数はどのようにして調べられるか？</p>	<p>財務省令の別表「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」をご参照ください。</p>
<p>補助金の交付決定は先着順か？</p>	<p>先着順ではありません。募集期間内に応募のあった申請について、審査・選定の上、交付決定します。</p>
<p>代理申請、代行申請はできるか？</p>	<p>代理申請、代行申請はできません。なお、行政書士等の有資格者による代理申請は認められます。</p>

質問	回答
<p>高効率エアコン導入事業について、新旧エアコンの COP 比から CO₂削減量の試算の代わりに、エアコンメーカーのシミュレーション結果を利用してよいのか？また、そのシミュレーション結果を利用する場合、何らかの根拠資料を添付する必要があるか？</p>	<p>特に算定方法は規定しておりませんので、メーカーのシミュレーション結果を利用して頂いても結構です。また、その算定の根拠を明確にする必要がありますので、その根拠を示すための説明資料を添付下さい。</p>
<p>省エネルギー診断を受診するのに費用はかかるのか？</p>	<p>県が実施する省エネ診断は無料で受診できますので、費用はかかりません。</p>
<p>補助金の申請時点で、省エネルギー診断を受けていないといけないのか？</p>	<p>補助金の申請時点で診断を受けていなくても構いませんが、今年度中に診断結果を受領していることが補助金支給の対象となっておりますので、計画的にお申込みください。</p>
<p>省エネルギー診断の結果、省エネ診断結果報告書で提案された対策内容と、申請する補助対象設備は一致しなければならないか？</p>	<p>一致することを要件とはしていません。省エネ診断受診は当該対象事業所全体における CO₂排出に気づいていただき、省エネ診断結果報告書で提案された運用対策（設備更新等を伴わないものを含む）を自ら実践して自主的に省エネに取り組んでいただくものです。</p>
<p>交付申請の際に記載する設備は、その後の交付申請や、交付決定後の工事発注の際に機種が変更になることは認められるか？また、交付決定後に補助対象経費が変わるのは構わないですか？</p>	<p>あらかじめ県の承認が必要ですので、変更が発生すると分かった場合には必ず県に相談ください。 補助対象経費が変わることは構いませんが、増えた場合でも補助金の上限額は交付決定額となる点ご注意ください。</p>
<p>交付決定後に補助事業の廃止をした場合、ペナルティはあるか？</p>	<p>交付決定後に補助事業の全部若しくは一部を廃止する場合は、県へその旨の申請をし、承認を受けなければなりません。 その後、県が交付決定を取り消します。 補助金受領前の交付決定取り消しによる罰則等は原則ありませんが、本事業への参加に当たっては、事業内容や手続の流れ等を熟知した上で、廃止等にならないよう、よくご検討された上での申請をお願いします。</p>

質問	回答
<p>業者への支払いはいつまでにすればいいか？</p>	<p>実績報告書提出期限までに全ての支払を完了していただく必要があります。支払の完了とは、支払先が資金を受領した時点で完了となりますので、振込予約の段階は完了ではありません。また、支払は原則として銀行振込としております。手形や小切手での支払いは、事前に県への相談が必要となります。</p>
<p>補助対象となる設備整備工事は年度内に完了しなければならないとあるが、設備施工業者への支払いは完了していなければならないか？また、割賦での支払いでは補助対象にならないか？</p>	<p>割賦を否定するものではありませんが、実績報告書提出期限までに補助金交付決定額を越える金額の支払いが必要です。 実績報告書にこの支払いを確認する領収書の写しを添付していただきます。</p>
<p>補助金は、いつ受け取ることができますか。</p>	<p>実績報告書を提出いただき、その後県が補助金額の確定をします。 確定通知と同時に送りする請求書を県が受理した後、おおむね2週間以内に指定口座へ支払われます。</p>
<p>概算払による請求は可能か？</p>	<p>原則、精算払いとしています。ただし、施工業者との契約において完了前に施工業者への支払い（資金需要）が発生する場合で、資金計画上、困難な場合などはご相談ください。</p>
<p>補助金受給に関して何か制約があるか？</p>	<p>補助要綱第22条に「他の経理と明確に区分」と定めておりますので、通常の事業活動に伴う経理とは別の会計処理をしてください。 補助金が運転資金に回されているような事実が発覚した場合には補助金を取り消す可能性があります。</p>
<p>この補助制度を活用して設備整備をしたにもかかわらず削減目標を達成しない場合、罰則があるか？</p>	<p>今回の補助金を活用してCO₂排出削減対策を実施したにもかかわらず、目標を達成出来なかった場合には補助金を返還いただく場合もあります。当初の計画通りの運用をしなかったために目標を達成できなかった場合も同様です。</p>
<p>選定にあたっての採択基準は？優先事項に該当する場合、どの程度優先されるのか？</p>	<p>審査内容や審査の経過、選定委員会等に関するお問い合わせには応じかねます。あらかじめご了承ください。</p>
<p>1つの事業者が、大規模事業所と中小規模事業所と両方の事業所で申請をする場合の補助上限額はどうか。</p>	<p>2つの事業所の合計の補助上限額は次のとおり。 ①中小規模事業所が通常枠の場合 上限額1,000万円。うち中小規模事業所は300万円の範囲内</p>

質問	回答
	②中小規模事業所が脱炭素化枠の場合の場合 上限額1,000万円。うち中小規模事業所は 500万円の範囲内